

## 第1回宗像市廃棄物減量等推進審議会会議録

令和元年12月26日(木)

13:30~14:50

宗像市役所202会議室

◎出席委員 □出席 ■欠席

□高山 國敏 □中島 真弓 □二渡 了 ■南 栄子 □矢野 章

□吉積 明子

◎事務局

□宗像市長 伊豆 美沙子 □市民協働環境部長 中村 秀治

□環境課長 安川 雅志 □参事兼環境対策係長 橋本 敦生

□主任主事 伊達 文子 □主事 中村 結

◎傍聴 0名

◎審議会開始

事務局 第1回宗像市廃棄物減量等推進審議会開催のあいさつ。

委嘱状の交付説明。

### 1. 委嘱状交付

市長 委嘱状、高山國敏、宗像市廃棄物減量等推進審議会委員に委嘱する。令和元年12月26日宗像市長伊豆美紗子。よろしく願いいたします。

・欠席委員を除く委員に委嘱状を交付

### 2. 市長あいさつ

市長 本日は、年末の大変お忙しい中お集りいただきありがとうございます。また、審議会の委員に就任していただき、重ねてお礼を申し上げます。

今回、皆様方に審議していただきます宗像市一般廃棄物処理基本計画は、私たちの生活に一番身近であります生活排水の計画になります。

計画は、平成27年3月の策定から約5年が経ちましたので、これまでの市の取組状況を踏まえたうえで、生活排水処理等のあり方を検討する必要があります。

つきましては、委員の皆様には、限られた時間の中ではありますが、ご意見をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

—— 市長一旦退室 ——

### 3. 自己紹介

- 事務局自己紹介
- 各委員自己紹介

### 4. 会長及び副会長の互選

事務局 審議会の正副会長互選の説明。

委員 会長に二渡委員を推薦。  
副会長に高山委員を推薦。

各委員 異議なし。

事務局 異議がないため、二渡委員が会長、高山委員が副会長に決定。

二渡委員及び高山委員 了承。

—— 市長入室 ——

### 5. 諮問

市長 宗像市廃棄物減量等推進審議会会長様、宗像市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の見直しについて、市では、平成 27 年 3 月に策定した「宗像市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」に基づき、生活排水の適正処理を推進してきました。これまでの市の取組状況を踏まえたうえで、生活排水処理、し尿及び浄化槽汚泥処理のあり方を検討する必要があります。

つきましては、宗像市廃棄物減量等推進審議会条例第 2 条の規定により、宗像市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の見直しについて諮問します。

—— 市長退室 ——

### 6. 会長及び副会長のあいさつ

会長 一般廃棄物（生活排水）について諮問をいただきました。生活排水について適切な処理をおこなっていくための基本計画となりますので、しっかりと審議していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

副会長 内容については、環境面について重要な部分である。知恵を出し合い、いい計画になるようご意見申し上げます。

### 7. 審議事項

(1) 審議会の組織及び運営について

①宗像市廃棄物減量等推進審議会条例確認

会長 条例の説明を事務局に求めます。

事務局 宗像市廃棄物減量等推進審議会条例をご覧ください。

第2条ですが、本審議会は先ほどの市長の諮問に応じて、宗像市一般廃棄物の減量等に関する事項について審議するとなっています。次に、第5条ですが、今回の委員の皆様は、委員の任期は、2年となっていますが、本審議会の会期は、今年度末までの予定です。次に、第7条ですが、本審議会は、委員の出席の過半数をもって開催し、議事の決定は会長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところとなっています。次に、第8条ですが、本審議会の庶務は事務局において行います。

会長 質問はないでしょうか。

委員 なし。

会長 計画の概要の説明を事務局お願いします。

事務局 現計画の概要について、ご説明いたします。資料は、宗像市一般廃棄物処理基本計画になります。宗像市では、ごみと生活排水に分けて計画を策定しています。今回は、生活排水のみの見直しになります。1ページをご覧ください。

ここでは、本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて定める一般廃棄物処理基本計画の生活排水処理に関する計画であり、第二次宗像市総合計画などと整合を図りながら、本市における生活排水の適正処理、し尿及び浄化槽汚泥処理のあり方を策定するものとしています。次に、2ページをご覧ください。

ここでは、計画の期間を平成27年度から平成36年度までの10年間とし、おおむね5年後、または諸条件に大きな変動があった場合、見直しを行うとしています。今回、その見直しを行うために本審議会へ諮問をさせていただきました。次に、3ページをご覧ください。

ここでは、本市における生活排水処理の適正化に向けて、基本的な施策を記載しています。基本施策は2つあります。一つ目の施策が、し尿及び雑排水の適正処理です。この中では、し尿処理事業の適正運営と浄化槽の整備を挙げています。今回の見直しで、1のし尿処理事業の適正運営の内容が変更になります。現在、し尿処理を行っています宗像浄化センターが令和5年度までの使用期限となっていますので、それまでに、それに替わる施設の整備を行います。次に、もう一つの施策が、下水道の整備及び適正な管理となります。この中で

は、施設の整備と維持管理、それと処理水質の維持を挙げています。次に、4ページをご覧ください。

ここでは、生活排水処理形態別人口の将来目標を設定しています。目標として、汚水衛生処理率を平成25年度の97.9%を平成36年度には99.3%まで上げるとしています。汚水衛生処理率とは、③の表をご覧ください、総人口に占める汚水衛生処理人口の割合となります。汚水衛生処理人口は、合併処理浄化槽と公共下水道と漁業集落排水施設を足した人口になります。今回の見直しで、①、②、③の計画目標年次であります令和6年度の数値が変更になります。次に、5ページをご覧ください。

ここでは、生活排水処理の適正化に向けての基本方針を設定しています。①が下水道事業計画区域において、下水道整備を進める。②が下水道事業計画区域及び漁業集落排水区域以外において、合併浄化槽の設置を推進する。③が下水道事業計画区域及び漁業集落排水区域が整備されいながら、未接続となっている家庭などに対して、接続促進に努める。④が単独処理浄化槽を設置している家庭・事業所に対して、生活排水処理の促進のため、公共下水道、漁業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽などへの転換を呼びかける。⑤が水環境の保全などに関する広報・啓発活動を積極的に行っていくとしています。次に、6ページをご覧ください。

ここでは、生活排水処理施設の種類ごとの処理主体について、記載しています。今回の見直しで、し尿処理施設が令和5年度までの使用となり、令和6年度からは、それに替わる施設での処理に変更になります。下の表が生活排水処理形態別の目標年次である平成36年度の処理人口になります。これも、今回の見直しで、計画目標年次の数値が変更になります。また、漁業集落排水施設の鐘崎区域が今年度中に公共下水道に接続されますので、目標年次の数値は0人になり、その分、公共下水道人口が増えます。また、先ほども申し上げました、し尿処理施設が令和5年度までの使用ですので、目標年次では、新たな施設で数値を計上するようになります。次に、7ページをご覧ください。

ここでは、施設整備計画の概要を記載しています。公共下水道の整備計画は、目標年度であります平成32年度、令和2年度までになります。現在、河東の山田地区において下水道整備が行われています。これが終了すれば、完了となります。また、漁業集落排水施設の鐘崎は、先ほども申し上げましたが、今年度で終了し、公共下水道に接続されます。次に、8ページをご覧ください。

ここでは、し尿・汚泥処理の基本方針を設定しています。①が生活排水の処理対策としては、下水道、合併処理浄化槽などの整備を主体に実施する。②が汚泥処理については、一般廃棄物となる浄化槽汚泥などを処理対象とする。③がし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び処理は、現行の体制を基本とする。④が浄化槽に関しては、適正な清掃方法について指導する。⑤が廃棄物の処理及

び清掃に関する法律などの関係法令を遵守するとしています。次に、9ページをご覧ください。

ここでは、し尿・汚泥の処理計画を設定しています。1で計画処理区域は、し尿・汚泥収集区域の全域とし、宗像浄化センターの処理対象となる区域には、大島・地島は含まないとしています。2でし尿の収集・運搬については、一般廃棄物処理業者が実施しており、浄化槽から発生する汚泥の収集、運搬についても、許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施するとしています。また、現行の体制によって、合理的かつ効率的な収集体制を継続していくとしています。3では、中間処理計画について、記載しています。①は、し尿、浄化槽汚泥の平成36年度の予測処理量を記載しています。この数値も今回、変更になります。②は、し尿・汚泥の処理については、既存のし尿処理施設である「宗像浄化センター」で、現行体制を継続するものとし、その適正管理と機能維持を図っていくとなっていますが、令和6年度からは、新たな施設での処理に変更になります。③は、処理方法については、現行どおりの標準脱窒素処理方式に高度処理を加えた方式とするとしています。これも、令和6年度から新たな施設での処理になります。次に、10ページをご覧ください。

し尿処理施設である宗像浄化センターについて記載しています。この宗像浄化センターの使用期限は、令和5年度末までとなっています。今後、これに替わる施設の整備が必要になってきます。①は、大島地区におけるし尿及び合併浄化槽汚泥は、現行どおり、収集後、漁業集落排水施設に搬入し、処理するとしています。②は、地島地区は、全戸、漁業集落排水施設に接続し、処理するとしています。4の最終処分計画では、宗像し尿処理場において、し尿及び浄化槽汚泥の処理過程から発生する「し渣」は、現行どおり、宗像清掃工場にて溶融処理を行い、「汚泥」についても、引き続き堆肥化施設に搬出するとなっています。ただし、汚泥については、平成28年度から宗像清掃工場にて溶融処理へ変更となっています。

次の資料編ですが、これは、生活排水の処理形態別人口やし尿・汚泥排出量の将来予測の根拠資料になりますので、説明は省かせていただきます。

今回の見直しでの変更点は、大きく3点あります。1点目が、令和2年度から鐘崎地区が漁業集落排水施設から公共下水道になること。2点目が、し尿処理施設の使用期限が令和5年度までになっていますので、令和6年度から新たなし尿処理施設で処理を行うこと。3点目が、人口において、実績値と推計値に乖離が生じております。今回、宗像市人口ビジョンの将来展望人口を採用しますので、処理人口が変更になります。なお、当初計画では、人口は9月末での人口でしたが、今回の見直しでは、年度末時点になります。

会長 現計画の説明及び変更点中心に説明いただきました。質問等ありますか。

委員 議事録の作成方法は決めなくてよいですか。

事務局 先に議事録の作成について事務局から説明させていただいてもよろしいでしょうか。

会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 レジメの③、④は関連がございますので、一緒にご説明させていただきます。会議録を作成する上で、全文筆記、発言者ごとの要点筆記、会議内容の要点筆記の3通りが考えられます。また、発言者名を記名にするか、記号にするか、会長・副会長、委員にするかです。なお、会議録は会長に確認後、各委員さんの了承を受けて確定させます。確定分につきましては、次回審議会での配布を予定しています。確定後は市のホームページに掲載し、公開します。議事録作成のため、録音をさせていただきます。次に、④ですが、本審議会は公開で傍聴できるものとします。

会長 ③④の説明がありましたが、質問等ありますか。議事録に委員の名前は出さず、会長、副会長、委員と記載するのが一般的だと思いますが、どうでしょうか。異議が無いようですので、そのようにさせていただきます。

委員 発言は全文筆記で、発言者だけ、会長、副会長、委員にするということで理解していいでしょうか。

事務局 要点筆記かどうかと記名方法を決めていただくことになります。

委員 できれば、全文筆記がまとめる側の主観が入らずいいのではないですか。テープ起こしは大変なのですか。議事録作成システムがあると聞いていますが。

会長 基本、全文筆記が主観が入らず、あとあといいのではないですか。

事務局 会議録作成システムはあるが、今回は使用していません。テープで起こします。一般的には事務局記録用として全文筆記はするが、要点筆記として要約した際、発言意図が変わってないか確認のうえ、要点筆記を公開することとしてはどうですか。

会長 公開するものは要点筆記で、委員の名前はふせる。全文筆記は記録として残し

ておくということでしょうか。

委員 了承

会長 では、②宗像市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画概要に戻ります。今回の計画は一般廃棄物の生活排水、つまり、し尿、台所等の生活雑排水の処理についてどうするかということになる。下水道はこの計画外。浄化センターの期限がくる。そのあたりが課題。鐘崎漁業集落排水が下水道につながる。それと、人口が実績、推計共に、計画策定時と違ってきているので見直す。

委員 平成31年度の実績はどうなっているのか。山田地区が公共下水につながれば終わりというが、管工事は全部終わったということですか。

事務局 下水道については、下水道課で下水道処理計画区域も設定しています。その本管工事が山田で終わり。今後は、区域の中で未接続の方がおられれば、接続していくこととなります。今回は、現行計画の説明。実績値は、変更部分を含め、次回変更案で提示することとなります。

委員 次回資料をもらってでは遅いので、早く事前に資料をいただきたい。

事務局 次回会議前までには案としてお送りします。早めに送付します。

副会長 浄化センターの終了が大きな変更点。これは土地の契約もあり、前から分かっていたこと。その流れは変えられないことが前提となる。曲の施設は無くなり、更地となるのですか。

委員 事務組合にいますので、その点について説明します。浄化センターは協定に基づき令和5年末で操業停止。その後1年半で施設の解体と協定で決まっており、そのあとは更地になります。

会長 それに代わる施設が必要になるのですか。

事務局 跡地利用は、事務組合の構成市である福津市とも協議が必要で、決定していません。浄化センター後の処理施設については、下水処理場の敷地内に前処理施設をとという考え方を議会で示しているところです。そのためには、現在搬入している福津市が他で処理できることが必要。福津市は古賀市に処理要請し、受託されたと聞いています。その後の施設については、宗像市では、令和2年

度の予算審査がされ、議決後、具体的に動き出すと考えられます。

会長 そのあたりを含めての見直し案が出されると思います。今回は現計画の説明です。施設の話については、本市だけでなく、福津市の動向も関係してきます。

委員 汲み取りは、現状何戸ありますか。全て合併浄化槽にすれば、宗像市は、し尿処理施設は必要なくなるのですか。汚泥は下水処理場で処理できるのですか。

事務局 浄化槽処理しても汚泥は発生します。それを新たな施設で処理します。

委員 下水処理では無理で、前処理施設がないと処理できないということですか。

事務局 前処理施設は、コストを抑えるため、現在の浄化センターの水処理ではなく、汚泥処理という形にする考えです。

委員 全てが合併浄化槽になっても、施設は必要ということですか。

事務局 施設は必要になります。

委員 それは今あるような、し尿処理施設でなくても良いということですか。

事務局 そうです。

委員 新たに浄化センターを作るより、前処理施設の方が費用を抑えられるということですか。

事務局 そうです。浄化センターをつくるとなると新たな用地確保から必要になります。前処理施設であれば、現在の技術では、公共下水道の前処理で浄化槽汚泥、し尿汚泥が処理できます。

委員 今の下水処理施設の敷地中に前処理施設は建設可能ですか。

事務局 可能です。

委員 新たな用地取得などは不要ということですか。

事務局 そうです。



会長 今、汲み取り汚泥は車両で浄化センターに搬入されているが、下水処理場に運ばれるようになる場所が変わります。し尿処理と下水処理の前処理をして、一緒にしていくことになります。し尿収集人口は何人くらいですか。

事務局 平成28年度実績で、し尿収集人口は1095人です。

委員 公共下水が来ているのに、接続していない人数ということですか。自家処理はどうされていますか。

事務局 汲み取りは下水処理区域外がほとんどです。自家処理は、農地に還元が考えられます。

会長 下水処理区域外はもう恐らく下水道は入らない。そういった地域は合併浄化槽か汲み取りにせざるを得ないことになります。資料編の19ページに記載があります。し尿収集人口の推移となっています。予測で平成36年度でも、5～600人はし尿収集人口が残ることになっています。この処理をどうするかということになるかと思えます。

委員 合併浄化槽は、設置・管理は個人となっている。かなりの金額がかかるが、下水道は来ないため、汲み取りになっているようなところを合併浄化槽にするための補助金は今もあると思うが、清掃などの維持管理などについて、下水道料金をとると同じような形で、市が管理することはできないですか。そうすれば、管理がきちんとされ、水質の管理もされるのでは。やはり市が管理するのは難しいですか。

事務局 合併浄化槽を設置する方には補助しています。それとは別に適正な排水処理のため、年間の維持管理についても補助しています。個人の施設について市が管理することはできません。

委員 合併浄化槽のうち、管理がされているのは、どれくらいの割合ですか。

事務局 次回、報告します。

会長 下水の区域外で、汲み取りのところを合併浄化槽にしていくのであれば、合併浄化槽がすぐ少なくなるものでもないのですか。

事務局 汲み取りのところを、合併浄化槽にしていくように勧めているところです。

会長 市の補助金を使って、現在汲み取りのところは合併浄化槽を投入する方向になるということになります。

委員 下水道管の老朽化が出てくるが、今後の維持管理の計画はどうなっていますか。

会長 下水道のことになるので、ここでは分からないかもしれません。市で計画的に老朽化したところは更新していくこととなっていると思います。

事務局 下水道事業については 計画的に進められていると承知しています。総延長がどの位、年次でどの位等、事業予算にも係るところではあるが、計画的なものだけ参考で示せるかと思います。

会長 参考までに次回準備できれば、お願いします。

委員 バイオマスの発電計画はどうなっていますか。

事務局 平成28年に稼働しています。下水での計画ですので、こちらには出ません。

委員 以前は汚泥を肥料にしていたが、現在は焼却ということですか。

委員 堆肥センターで堆肥化していたが、平成28年度から焼却しています。

委員 焼却より循環がと思うが理由はありますか。

委員 堆肥センターで堆肥を作っていたが、堆肥をつくる所がなくなった。

委員 宗像市としてはもう堆肥化は考えていないということですか。

事務局 それは、ごみ処理の計画になります。こちらは生活排水になります。

会長 一般廃棄物の中の生活排水とごみに分けられているので。

委員 排水の処理まではこの計画で、出てきたものは別の計画になるということですか。

会長 排水処理すれば、当然汚泥が出ます。その汚泥をどう処理するかは、次回、具体的な内容になります。

会長 (2) 今後の審議会の進め方について、事務局お願いします。

事務局 今後のスケジュールですが、1月中旬に第2回目、1月下旬に第3回目を考えています。2月～3月にかけてパブリックコメント、今年度末までに計画見直しを終える予定です。審議内容としては、第2回目に見直し案について審議し、第3回目で答申を予定しています。開催日時についてはレジメ9番目で再度提案します。

会長 第2回を1月中旬で見直し案を、第3回を1月下旬で答申。皆さんからの意見を踏まえて第3回で答申。その後パブリックコメントというスケジュールになります。

委員 パブリックコメント実施後にその意見について、審議会で審議することはないのですか。採用不採用等は事務局で決められるということですか。

事務局 この審議会で審議された結果は行政計画であることから、市が責任を持って計画を作ります。案の作成、答申までは本審議会で、その後、パブリックコメントで広く意見を聴取した後、市が行政計画として定めることになります。

委員 どの審議会も現在はそのような形なのですか。

会長 審議会によっては、パブリックコメント後、出された意見について議論する場合もあるようだが、この審議会では、市長に答申したところで役目を終えます。パブリックコメントで出てきた意見は、行政での対応となります。

会長 8その他について事務局お願いします。

事務局 本審議会では必要資料については事前に送付します。(2)の報酬及び費用弁償については、振り込みとさせていただきます。次回印鑑の持参をお願いします。

会長 資料の事前配布と、報酬は振り込みということですか。次に9次回開催日ということ、事務局案がありますか。

事務局 第2回、第3回ともに本日決定したい。第2回を1月17日午後1時30分、第3回を1月30日午後2時30分に決定。第3回は答申を予定しています。答申については、会長、副会長のみの出席でと考えています。ただし、第2回で終わらなければ、第3回を午前中の開催を予定しています。

会長 第2回でまだ審議が必要となった場合は、第3回が午前中になると思います。何もなければ、私と副会長で答申します。

会長 本日の審議内容は以上になります。

事務局 第1回宗像市廃棄物減量等推進審議会を終わります。